

## 飼料添加物「テトラサイクリン系物質」の使用禁止について

**テトラサイクリン系物質(※)を添加物として含有する飼料は令和元年12月27日以降使用禁止となります。**

※アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン

抗菌剤であるテトラサイクリン系物質は、治療以外の目的で添加物として飼料に含まれている場合があります。テトラサイクリン系物質を飼料として常用すると、テトラサイクリンに対して抵抗性を持つ菌（耐性菌）が増えることが懸念されます。

テトラサイクリン系物質を飼料添加物として含む飼料が在庫にあれば、令和元年12月27日までには残らないようにしましょう。

使用禁止後、当該抗菌性飼料添加物を含有する飼料を使用すると、**飼料安全法違反**になりますので、ご注意ください。

テトラサイクリン系物質含有の確認は飼料成分表をご覧ください

### 〇〇飼料

原材料名 等

製造年月日 平成〇年〇月

飼料の名称 〇〇〇〇

飼料の種類 △△△△

：

：

含有する飼料添加物の名称及び量

クロルテトラサイクリン〇kg/トン、ビタミンA、...

### 飼料成分表に

**含有する飼料添加物の名称**が記載されています。

「アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン」もしくは「クロルテトラサイクリン」が含まれていないことをご確認ください。

